

- ・ 基本計画に基づく適正規模に満たない学校の適正配置について
- ・ 通学区域（1つの小学校から指定中学校が2校に分かれる小学校区の解消）について

答 申

令和元年12月25日
岩見沢市立学校通学区域審議会

1. はじめに

全国的に少子化が進む中、岩見沢市においても児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化による教育環境等への影響が懸念されている。

このため岩見沢市教育委員会では、平成30年度、将来における市内小・中学校の適正配置を検討するための基本方針・計画について、「岩見沢市立学校通学区域審議会」に諮問し、平成30年11月に基本方針についての答申を受け、それを基に平成31年1月「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を策定した。さらに、平成31年2月に基本計画についても答申を受け、平成31年3月「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画」を策定したところである。

今回、当審議会では、岩見沢市教育委員会から基本計画に基づき、適正規模に満たない学校の適正配置の必要性や、通学区域の1つの小学校から指定中学校が2校に分かれる小学校区の解消について諮問を受け、子どもたちにとって望ましい教育環境をどのように提供するかを最優先に考えるとともに、審議対象校となった地域の状況を把握するため、その地域の方々と懇談会を開催し意見交換するなど慎重に審議を進め、その結果をここに示すものである。

2. 適正配置に向けた考え方

(1) 適正規模

基本方針・計画では、学習活動や集団活動を通じた児童生徒同士や教職員等との多様な人間関係の中で、切磋琢磨できる環境が必要であり、小・中学校ともにクラス替えが可能である1学年2学級以上を適正な学校規模とすることが望ましいとしている。

1学級の児童生徒の数は、学級における班活動や多様な意見を出し合い、考えを深め合う学習活動、体育科の団体競技、音楽科の合唱・合奏の学習が円滑に行えることなどを考慮し、1学級18人以上を適正規模としている。

また、学校は、子どもたちの教育の場であるとともに、地域社会の核としても重要な役割を担っていることから、学校の適正配置等を検討する場合、その役割も検討材料に加え、新たな取組として、地域性を活かした義務教育学校等の小中一貫教育や、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの推進について、その教育効果も含め検討することになっている。

当審議会でも、基本計画の適正配置等に向けた基本的な考え方が妥当であると判断し、審議にあたっての判断基準とした。

適正規模	
学級数	小学校12学級以上、中学校6学級以上
1学級の児童生徒数	18人以上

(2) 学校規模の状況

基本計画の適正規模の基準を当てはめた場合、各学校の状況は、審議時点の令和元年度には小学校14校、中学校9校の内、小学校7校、中学校5校が適正規模を満たしていない。さらに令和5年度においても同様な状況が予想される。

○学校別の学校規模の状況

令和元年度（2019年度5月1日現在）

	小学校		中学校		備考
適正規模	12学級以上	岩見沢小（12） 中央小（12） 南小（13） 東小（12） 美園小（13） 日の出小（12） 第一小（13）	6学級以上	東光中（10） 光陵中（19） 緑中（8） 清園中（6）	
適正規模に満たない	7～11学級	志文小（8） 幌向小（7） 栗沢小（7）	4～5学級	明成中（5） 豊中（5）	
	6学級	第二小 北真小 北村小	3学級	上幌向中 北村中 栗沢中	※1学年1学級
	複式学級	メーブル小	複式学級		

令和5年度（2023年度）

	小学校		中学校		備考
適正規模	12学級以上	岩見沢小（12） 中央小（12） 南小（12） 東小（12） 美園小（12） 日の出小（12） 第一小（12）	6学級以上	東光中（11） 光陵中（13） 緑中（9） 清園中（7） 明成中（8）	
適正規模に満たない	7～11学級	志文小（8）	4～5学級	豊中（5）	
	6学級	幌向小 第二小 北真小 北村小 栗沢小	3学級	上幌向中 北村中 栗沢中	※1学年1学級
	複式学級	メーブル小	複式学級		

(3) 適正配置の必要性

小規模な学校は、家庭的な雰囲気の中で、教職員が子どもたち一人ひとりにきめ細かく関わりやすいなど、長所がある一方で、学校の小規模化が進み、次のような課題も懸念され、望ましい教育環境の維持、向上が難しくなる。

教育面では、団体行動などの社会性を身に付けるための多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる。

学校運営面では、配置される教職員数が少なくなり、中学校では、免許外の教科も生まれる可能性があるなど、デメリットが考えられる。

子どもたちにとってより良い教育環境を整えるためには、それぞれの長所と課題を総合的に検討し、学校規模の適正化を図る必要がある。

3. 適正配置の必要性の検討

(1) 適正配置の計画期間等の考え方

適正配置の検討は、基本計画に基づき進めることから基本計画の計画期間と同様に10年間と考える。

ただし、具体的な内容を10年ベースで作成することは難しいことから、10年間の見通しを持って、計画期間を前期と後期の5年間毎に分け、前期は令和5年度までとし対象校をどのように適正化を図るのか具体的な内容を示し、後期は対象校の見通しを示すものとした。

(2) 審議対象校

審議対象校は、令和5年度の児童生徒数により適正規模に満たないことが予想される学校の内、小学校6学級以下、中学校3学級以下を基本とし、児童生徒数の推計や教育環境の観点から校舎等の状況も含めて総合的に検討した。

上記の内、複式学級のメープル小学校は、少人数の特色ある教育活動を展開する小規模特認校に指定し、学区外からの児童を受け入れている学校であることから、今回の審議の対象外と判断した。

しかし、今後、児童数の確保が困難となった場合については、適正配置の対象とする必要があると考える。

また、豊中学校については、5学級であるが幌向小学校との地域性の関係もあることから、審議対象校に加えた。

審議対象校	
小学校	幌向小学校、第二小学校、北真小学校、北村小学校、栗沢小学校
中学校	豊中学校、上幌向中学校、北村中学校、栗沢中学校

(3) 検討方法

審議の対象となる学校は、個々に地域条件等が違うことから適正規模を満たしていないからといって、機械的、一方的な統廃合は行うべきではないと考える。

また、これらの学校は、それぞれの地理的条件や児童生徒数に応じた教育活動に取り組んでおり、適正規模を下回る学校が直ちに統廃合等が必要な環境とは言えない。

しかし、各学校においては、今後も児童生徒数が減少することが予想されることから、子どもたちにとって望ましい教育環境をどのように提供していくかを最優先に考え、地域性を生かした学校づくりや特色ある学校づくりも含め計画的に適正規模化を進める必要がある。

そのため適正規模に満たない学校については、今後の児童生徒数の推移、校舎等建物の状況を含め総合的に検討し、次の分類で審議を進めた。

(ア) 学校規模を適正化する学校の優先度（適正規模に満たない学校）

区分	前期	後期
小学校	北村小学校、栗沢小学校	幌向小学校、第二小学校、北真小学校
中学校	北村中学校、栗沢中学校	豊中学校、上幌向中学校

(イ) 審議対象外校

岩見沢小学校、中央小学校、南小学校、東小学校、美園小学校、日の出小学校、第一小学校、志文小学校、メープル小学校、東光中学校、光陵中学校、緑中学校、清園中学校、明成中学校
--

4. 適正配置の対象校

○前期対象校

前期対象校	北村小学校・北村中学校、栗沢小学校・栗沢中学校
-------	-------------------------

前期対象校の北村、栗沢地域の小・中学校は、令和5年度及び将来的な児童生徒数の推移からも減少が進む見込みとなっている。

さらに、校舎等の建築年度からの検討では、栗沢中学校が築49年、栗沢小学校が築28年を経過しており、北村地域では、北村小学校が築23年経過しているが、北村中学校は、築9年と比較的、新しい校舎となっている。

このことから前期は、校舎等の状況等、総合的に判断すると栗沢地域を優先し、次に北村地域について、学校規模の適正化を進めることが妥当だと判断した。

北村、栗沢地域は、平成17年度まで行政区域が分かれていたこと、この地域の歴史的な経緯や、地理的な部分を考慮すると地域に学校を残すことが必要だと考える。

地域に学校を残すとした場合でも、この地域の児童生徒数は減少が予想されることから学校の小規模校が進み、配置される教職員数が少なくなり、中学校では、免許外の教科も生まれる可能性があるなど、学校運営上の課題が想定される。

このような課題の解消や、教育環境を補完する取組として、9年間一貫した教育課程を柔軟に編成でき、地域の特色ある教育も実践できる小中一貫教育や義務教育学校をコミュニティ・スクールと関わらせて進めることが望ましいと考える。

小中一貫教育の推進は、校舎等の環境整備も含め検討が必要であることから、栗沢中学校は、改修をしているものの校舎等の建築年数が40年以上を経過し、併せて栗沢小学校の整備も含め検討する時期であることを考え、施設一体型の義務教育学校として取組を進めること。

また、北村小・中学校の校舎は、しばらくの間、現状での使用が可能であり、小・中学校が隣接している環境でもあることから、現状の校舎等を活用し併設型の小中一貫型小学校・中学校として取組を進めることが望ましいと考える。

対象校	検討結果
栗沢小学校・栗沢中学校	義務教育学校
北村小学校・北村中学校	小中一貫型小学校・中学校

○後期対象校

後期対象校	幌向小学校・豊中学校、第二小学校・上幌向中学校、北真小学校
-------	-------------------------------

後期対象校の小学校3校、中学校2校を地域毎（幌向地域、上幌向地域、北真小地域）に分け、地域の学校をどのような方向で適正化を進めるか検討した。

後期対象校の小・中学校は、令和5年度及び将来的な児童生徒数の推移から、前期対象校に比べ緩やかであるが年々、減少傾向にあり、学校の小規模化が進むことが予想されるものの、直ちに統廃合等が必要な環境とは言えない。

しかし、前期対象校の学校規模の適正化の進捗状況や、将来の児童生徒数の見通しを持ちながら地域の教育や学校について、どのような方向で進めることが、地域の子どもたちにとって望ましい教育環境となるのか最優先に考え、統廃合や地域性を生かした学校づくりを含め、さらに具体的な検討を進めることが望ましいと考える。

対象校	検討結果
幌向小学校・豊中学校	前期対象校の学校規模の適正化の進捗状況や将来の児童生徒数の見通しを持ち、統廃合や地域性を生かした学校づくりを含め、さらに具体的な検討を進めることが望ましい。
第二小学校・上幌向中学校	
北真小学校	

5. 適正配置に当たっての留意事項

対象校の適正配置に当たっては、次の点について留意すること。

(1) 適正配置の時期について

各小・中学校の児童生徒数の推移や校舎等の建物の状況を見極め、適正化の時期・方法を決定すること。

(2) 保護者等への情報提供について

適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域住民に十分な説明を行い、情報提供に努めること。

6. 通学区域（1つの小学校から指定中学校が2校に分かれる小学校区の解消）

1つの小学校から指定中学校が2校に分かれる小学校は、南小学校、美園小学校、第二小学校の3校になる。

例えば、南小学校の指定中学校は、光陵中学校と明成中学校に分かれているが、ここ数年の状況としては、南小学校から明成中学校に指定されている区域の児童は、自

宅から学校が近いなどの理由により学校を指定校変更したり、学校選択制度により光陵中学校に進学したりしている現状である。

それにより明成中学校では、新1年生の入学者数の把握が困難となり、学級編制や教職員配置等に支障が出ている現状にある。

また、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑で多様化しており、将来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、教育委員会・学校・家庭・地域社会が総掛かりで取組を進めることが必要と考える。

このような観点からも子どもたちにとって、よりよい教育環境を整えるためには、学校だけではなく、地域の方々との関わりや、地域の声を積極的に生かした特色ある学校づくりを進めることができるコミュニティ・スクールの推進が必要であり、1つの小学校から指定中学校が2校に分かれる小学校区を解消することにより、その学校区の学校・家庭・地域が一体となった取組が、さらに進められる。

しかし、通学区域の見直しは、対象地域の各家庭にとって子どもの成長に直結するデリケートな問題であり、さらに学校選択制度とも関連する問題であることから、両方を並行して検討する必要がある。

そのため通学区域の見直しは、コミュニティ・スクールの推進や、学校の適正配置の観点も含め調査・分析を行い、実態に即した形でさらに具体的な検討を進めることが望ましいと考える。

7. おわりに

今後も進む少子化は、岩見沢市においても将来的な児童生徒数の推移から学校の小規模化が予想され、規模の適正化の検討や小規模校をどのような方法で教育水準を維持向上していくか、継続的な課題となっている。

学校は、多様な考えを持つ子どもたちが集い、協調性や社会性を育みながら一定規模の集団生活を通して切磋琢磨しながら学びあい、豊かな人間関係を築いていく場であるとともに、地域社会の核としても重要な役割を担っている。

当審議会では、以上のことを踏まえ、総合的な観点から審議を進め、学校規模を適正化する学校の優先度の高い学校について、どのような方向で進めることが子どもたちにとって望ましい教育環境となるのか最優先に考え結論づけた。

また、未来の担い手育成の場である学校の在り方は、まちづくりに直結する問題でもあり、市長部局との連携を緊密にとりつつ、この課題への取組を進めることが望まれる。

本答申や今後策定される適正配置計画を機に、保護者、地域住民が子どもの教育環境についての理解を深めるとともに、適切な情報公開や話し合いによる相互理解の下、子どもたちにとってより望ましい教育環境の実現を第一に考え、市立小・中学校の適正配置等を計画的に推進することを願う。

【参 考】

(1) 学校規模の適正化とは

岩見沢市教育委員会は、平成31年3月「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画」の中で、学校規模（学級数：小学校12学級以上、中学校6学級以上）を定めた。それによって適正規模に満たない学校を対象に規模の適正化や小規模校をどのような方法で教育水準を維持向上していくか検討する取組

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっている。

※法令：学校教育法施行規則第41条、第79条

(2) 小中一貫教育とは

小中連携教育のうち、小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

●小中一貫教育を行う学校の体制

- ・義務教育学校
～新たな学校の設置（修業年限：9年間）
- ・小中一貫型小学校・中学校
～組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態

(3) コミュニティ・スクールとは

保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組